

事務連絡
令和4年4月18日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男

プラスチック資源循環法 判断基準の手引きについて（情報提供）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立したことに伴い、環境省にて、排出事業者等が取り組むべき措置に関する「判断基準」が定められ、併せて「判断基準」に関する手引きが作成されました。

つきましては、同手引きを国土交通省から入手しましたので、貴会会員企業に周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

【参考】

プラスチック資源循環の特設サイト

<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/hourei?tab=tebiki>

環境省 HP プラスチック資源循環法関連

<https://www.env.go.jp/recycle/plastic/circulation.html>

プラ法の制度を説明した動画が公開されております。

<https://plastic-circulation.env.go.jp/setsumeikai>

【担当】 事業部 沖村

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail:jigyo@zenken-net.or.jp